

じゅうみんふくしか こそだ しえんがかり
■住民福祉課 子育て支援係

じどうてあてせいど あんない
●児童手当制度のご案内

しきゅうたいしょう
1. 支給対象

ちゅうがっこうそつぎょう さい たんじょうびご がつ にち
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の3月31日まで）の
じどう よういく かた
児童を養育している方

しきゅうがく
2. 支給額

じどう ねんれい 児童の年齢	じどうてあて がく ひとりあ げつがく 児童手当の額（1人当たり月額）
さい みまん 3歳未満	いちりつ えん 一律 15,000円
さいいじょう 3歳以上 しょうがっこうしゅうりょうまえ 小学校修了前	えん 10,000円 だい しいこう えん (第3子以降は 15,000円)
ちゅうがくせい 中学生	いちりつ えん 一律 10,000円

じどう よういく かた しょとく しょとくせいげんげんどがくいじょう ばあい
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、
とくべつきゅうふ げつがくいちりつ えん しきゅう
特別給付として月額一律5,000円を支給します。

いか じどうてあて とくべつきゅうふ あ じどうてあてとう
(以下、児童手当と特別給付を合わせて「児童手当等」といいます。

しょとくせいげん した しょとくせいげんげんどがく らん
所得制限については下の 所得制限限度額 をご覧ください)

だい し いこう こうこうそつぎょう さい たんじょうびご さいしょ
※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の
がつ にち よういく じどう ばんめいこう
3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

しきゅうじき 3. 支給時期

げんそく まいとし がつ がつ がつ ぜんげつぶん
原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分
てあて しきゅう
までの手当を支給します。

れい がつ しきゅうび がつぶん てあて しきゅう
例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

ほいくりょう もう で かた がっこうきゅうしょくひ
4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、
しくちょうそん じどうてあてとう ちょうしゅう か の う
市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

ほいくりょう ちょうしゅう じっし
※保育料などの徴収を実施するかどうか
かくしくちょうそん こと
は、各市区町村で異なります。



じどうてあてせいど
児童手当制度では、
いか てきよう
以下のルールを適用します！



1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

てつづ ほうほう
手続きの方法は…

おこな 1. はじめに行 うこと

● にんていせいきゅう 認定請求

こ う ほか しくちょうそん てんにゆう
お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、
げんじゅうしょ しくちょうそん にんていせいきゅうしょ ていしゆつ しんせい
現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）
ひつよう こうむいん ばあい きんむさき
が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

しくちょうそん にんてい う げんそく しんせい つき よくげつぶん
市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分
てあて しきゅう しんせい はや ねが
の手当から支給します。申請はお早めにお願ひします。

にんていせいきゅう ひつよう てんぷしよるい 【認定請求に必要な添付書類】

せいきゅうしゃ ひようしゃ かいしゃいん ばあい
○請求者が被用者（会社員など）の場合

けんこうほけんひほけんしゃしょう うつ
→ 健康保険被保険者証の写しなど

へいせい ねん がつ いこう へいせい ねん がつ にんていせいきゅう かた
○平成29年5月以降平成30年4月までに認定請求する方で、
へいせい ねん がつ にち いま しくちょうそん じゅうみんひよう かた
平成29年1月1日に今の市区町村に住 民 票 のない方

ぜんじゅうしょち しくちょうそんちょう はっこう
→ 前住所地の市区町村長が発行する

じどうてあてようしょとくしょうめいしょ へいせい ねんぶん
児童手当用所得証明書（平成28年分）

ほか せいきゅうしゃめいぎ きんゆうきかん こうざばんごう
この他にも、請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、

ひつよう おう ていしゆつ しよるい
必要に応じて提出していただく書類があります。

にんていせいきゆうしよ せいきゆうしゃとう こじんばんごう きさい ひつよう
※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

しんせい しゆっせい てんにゆう にち いない
申請は、出生や転入から15日以内に！

にちとくれい
15日特例

じどうてあてとう げんそく しんせい つき
児童手当等は、原則、申請した月の
よくげつぶん しきゆう
翌月分からの支給となります。

しゆっせいび てんにゆう ひ いどうび げつまつ ちか ばあい
ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、
しんせいび よくげつ いどうび よくじつ にち いない
申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、
しんせいつきぶん しきゆう しんせい おく げんそく おく つきぶん
申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の
てあて う ちゆうい
手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

はじ こ う 1. 初めてお子さんが生まれたとき

しゆっせい じゆきゆうしかく しょう ひ よくじつ にち いない
● 出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、
げんじゆうしよ しくちょうそん しんせい ひつよう
現住所の市区町村に申請が必要です！

さとがえ しゆっさん ははおや いちじてき げんじゆうしよ はな
※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている

ばあい げんじゆうしよ しくちょうそん しんせい わす
場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

だい しいこう しゅっせい よういく こ ふ ばあい
2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、
てあて がく ぞうがく
手当の額が増額になるとき

- てあてがく ぞうがく じゅう はっせい ひ よくじつ にち いない
● 手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に
げんじゅうしょ しゅちょうそん しんせい ひつよう
現住所の市区町村に申請が必要です！

ほか しゅちょうそん じゅうしょ か
3. 他の市区町村に住所が変わったとき

- てんにゆう ひ てんしゅつ よていび よくじつ にち いない てんにゆうさき
● 転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に転入先の
しゅちょうそん しんせい ひつよう
市区町村へ申請が必要です！

こうむいん こうむいん
4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

- げんじゅうしょ しゅちょうそん きんむさき とどけで しんせい
● 現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください！

こうむいん きんむさき しきゅう こうむいん
公務員は、勤務先から支給されます。公務員になったときや
こうむいん よくじつ にち いない しんせい
公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が
ひつよう
必要です。



にんてい う ひ つづ
認定を受けたあと、引き続き
じどう てあて う と
児童手当を受け取るためには、
まいとし がつ げんきょうとどけ
毎年6月に現況届の
ていしゅつ ひつよう
提出が必要です！

2. つづ てあて う ばあい つづ てあて う ばあい 2. 続けて手当を受ける場合

げんきょうとどけ まいとし がつ ていしゅつ ● 現況届（毎年6月に提出）

がつぶん いこう じどうてあてとう う げんきょうとどけ ひつよう
6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です！

げんきょうとどけ まいとし がつ にち じょうきょう はあく がつぶん いこう
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の
じどうてあてとう ひ つづ う ようけん じどう かんとく ほご せいけいどういつ
児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一
かんけい み かくにん
関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

ていしゅつ ばあい がつぶん いこう てあて う
**※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなく
ちゅうい
なりますので、ご注意ください。**

げんきょうとどけ ひつよう てんぶしよるい 【現況届に必要な添付書類】

せいきゅうしゃ ひようしゃ かいしゃいん ばあい
○ 請求者が被用者（会社員など）の場合

けんこうほけんひほけんしゃしょう うつ
→ 健康保険被保険者証の写しなど

とし がつ にち いま しくちょうそん じゅうみんとよろく かた
○ その年の1月1日に今の市区町村に住民登録のなかった方

ぜんじゅうしょち しくちょうそんちょう はっこう
→ 前住所地の市区町村長が発行する

じどうてあてようしょとくしょうめいしょ ぜんねんぶん
児童手当用所得証明書（前年分）

ほか ひつよう おう ていしゅつ しよるい
この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

い か がいとう
3. 以下の1・4に該当するときは、

す しくちょうそん とどけで ひつよう
お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる
児童がいなくなったとき
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育して
いる児童の住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
4. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母
から「父母指定者」の指定を受けるとき

しよとくせいげんげんどがく
所得制限限度額

ふようしんぞくとう かず 扶養親族等の数	しよとくせいげんげんどがく まんえん 所得制限限度額 (万円)	しゅうにゆうがく めやす まんえん 収入額の目安 (万円)
にん 0人	622.0	833.3
にん 1人	660.0	875.6
にん 2人	698.0	917.8
にん 3人	736.0	960.0
にん 4人	774.0	1002.1
にん 5人	812.0	1042.1

しゅうにゆうがく めやす きゅうよしゅうにゆう けいさん
 ※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、
 ちゅうい
 ご注意ください。

ちゅう
 (注)

- しよとくぜいほう きてい ろうじんこうじょたいしょうはいぐうしゃ ろうじんふよう
 1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養
 しんぞく かた げんどがく しよとくがく じょうき がく とうがい
 親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該
 ろうじんこうじょたいしょうはいぐうしゃ ろうじんふようしんぞく ひとり
 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき
 まんえん かさん がく
 6万円を加算した額。
- ふようしんぞくすう かず にんいじょう ばあい げんどがく しよとくがく
 2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額(所得額
 にん こ にん まんえん ふようしんぞくとう
 ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が

ろうじんこうじょたいしょうはいぐうしゃ ろうじんふようしんぞく
老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは
まんえん かさん がく
44万円)を加算した額。

※ じどう よういく かた しょうとく じょうき がくいじょう ばあい ほうりつ
児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律
ふそく もと とくれいきゅうふ じどうひとりあ げつがくいちりつ
の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000
えん しきゅう
円)を支給します。

きふ 寄付について

じどうてあてとう ぜんぶ いちぶ しきゅう う
児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これを
す しゅくちょうそん きふ ちいき じどう すこ せいちょう
お住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を
しえん やくだ かた かんべん きふ
支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を
おこな てつづ かんしん かた す しゅくちょうそん
行う手続きがあります。ご関心のある方はお住まいの市区町村
とあ
にお問い合わせください。

とあ 【お問い合わせ】

じゅうみんふくしか こそだ しえんがかり
住民福祉課子育て支援係

ちよくつう
82-3130 (直通)